



平成29年4月28日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 小林 雅彦

室 長 補 佐 齊藤 篤志

(代表電話)048(600)6210

報道関係者各位

## 「平成 29 年度労働行政運営方針」を策定しました！

～働き方改革などの推進により、

「全員参加型社会」の実現を目指すために～

埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、今般、「平成 29 年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

今年度の労働行政運営方針では、働き手の確保と労働生産性の向上に向けた取組を進めるとともに、過労死等防止をはじめ長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進、高齢者の就労促進など、一億総活躍社会の実現にとっての横断的課題である働き方改革の推進による労働環境の整備など、「全員参加型社会」の実現を目指した施策の推進を図ることとしております。

埼玉労働局では、地域の総合労働行政機関としての機能及び、国の機関として全国ネットワークを有する長所を発揮しつつ、計画的・効率的かつ地域に密着した行政を展開していくこととしており、労働行政運営方針の内容を、事業主をはじめ関係する方々に理解していただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

なお、この労働行政のあらまきは、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

[http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou.html](http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html)